

ばん
わかりやすい版

だい き ほっかいどうしょう ふくしけいかく
第6期北海道障がい福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
(令和3年度～令和5年度)



ほっ かい どう
北 海 道

<表紙・裏表紙のイラストについて>

北海道知的障がい者芸術祭「みんなあーと2019」

[表紙]

みんなあーと大賞「秋・ほくほくやきいも食べたいな」

希望ヶ丘学園創作クラブ

内沢 健一さん、金濱 隆さん、鈴木 千佳子さん、島津 早苗さん、
下町 幸子さん、高田 つよ美さん、田崎 理奈さん、松橋 絹子さん、
藤井 正二さん、藤崎 由香さん、輪島 夕佳さん、

[裏表紙]

北海道知的障がい福祉協会会長賞「牧場の馬たち」

黒壁 柊さん

この計画は、障がいのある人がどこに住んでいても自分らしく安心して暮らせる社会をめざすため、北海道が進めていくことを記載しています。

■ 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の計画です。

■ 北海道が進めていくこと

1 北海道障がい者条例の施策の推進

～障がいがあっても安心して暮らせる地域をみんなで作ります～

- ・障がいのある人もない人も同じ暮らしができるように北海道が決めた条例（ルール）をきちんと進めていきます。

2 権利擁護の推進

～障がいのある人の権利を守ることを進めていきます～

- ・暮らしづらさをなくすために、まちのみんなで話し合い、解決していきます。
- ・見た目にはわかりにくい障がいなどにより、気づかいを必要としている人への思いやりのある行動を、ヘルプマークやヘルプカードでわかってもらえるようにします。
- ・北海道障がい者権利擁護センターが市町村と一緒に、障がいのある人への虐待（たたく、怒鳴るなど）をなくします。
- ・障がいのある人への差別をなくすことや、いろいろな障がいにあった対応について、みんなにわかってもらえるようにします。
- ・「自分のことは自分で決める」という自己決定を大切にして、自分で決めることが難しい人には、決めるための支援をします。

3 ちいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ 地域生活支援体制の充実

～ まちでの暮らしをもっとよくするために支援します ～

- ・ 障がいのある人や家族が身近なまちで相談を受けやすくするよう支援します。
- ・ 施設に入っている人が施設から出てまちで暮らすことができるよう支援します。
- ・ 障がいのある人が歳をとったり親が亡くなったあとでも、住み慣れたまちで暮らしていくために支援するしくみ（地域生活支援の拠点）をつくります。
- ・ 障がいのある人が一緒にまちの行事に参加することや障がいのある人の芸術、音楽活動やスポーツが広まるよう支援します。また、身近なまちで点字や音声で本を読むことができるよう支援します。
- ・ 福祉や保健・医療、学校や企業が一緒になって、赤ちゃんのときから大人になるまで、ずっと支援します。

4 ほっかいどういしそつうしえんじょうれい しゅわげんごじょうれい しさく すいしん 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

～ 障がいのある人のコミュニケーションや手話の理解が進むよう支援します ～

- ・ 障がいによって、いろいろなコミュニケーションの方法があることを理解してもらい、使いやすくします。
- ・ 障がいがあることで話すことや聞くことが難しいときに手助けをする人を増やします。
- ・ 手話が日本語とは違う別の言葉であることを理解してもらい、手話を学ぶことができるようにします。

5 サービス提供基盤の整備

～ まちで暮らしていくために手伝ってくれる人や活動の場所をつくっていくことを支援します ～

- ・まちで暮らすためにグループホームを増やしたり、安心して一人で民間の住宅で暮らせるよう支援します。
- ・昼間（日中）の時間に、希望する活動ができる福祉サービスを増やします。
- ・移動の手助けや、生活を支える補助犬を増やすよう支援します。
- ・お年寄りや障がいのある人などが一緒に利用できるサービスの場（共生型地域福祉拠点）をつくっていきます。
- ・A市とB町など、住んでいるところで受けられる福祉サービスの差を少なくします。
- ・施設で暮らしている人の生活をより良くしていきます。

6 障がい児支援の充実

～ 発達の遅れや障がいのある子どもを支援します ～

- ・発達の遅れや障がいのある子どもが住み慣れたまちで暮らしていけるよう、市町村の取組をサポートします。
- ・親の不安をなくしたり、きょうだいへの支援をします。
- ・市町村、病院、学校などと一緒になって、小さい子どものときから学校卒業まで支援していきます。
- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもが、一緒に成長できるよう支援します。
- ・住み慣れたまちで相談や福祉サービスが受けられるよう支援します。
- ・施設で暮らす子どもの生活をより良くしていきます。
- ・家族と暮らすことのできない子どもを支援します。

7 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援
～ 発達障がいのある人や家で医療を必要とする人を支援します ～

- ・発達障がいのある人や家族ができるだけ近い場所で相談が受けられるよう支援したり、みんなに発達障がいのことをわかってもらえるようにします。
- ・重い障がいがあったり、呼吸することや痰をとることに助けが必要な人や子どもが、住み慣れたまちで暮らしていけるよう福祉サービスを増やし、その家族を支援します。
- ・難病（治すことが難しい病気）のある人も福祉サービスを受けることができることを、病院や事業所に広く知らせて利用しやすくします。

8 精神保健福祉・医療施策の充実

～ 精神障がいのある人を支援します ～

- ・精神障がいのある人のことをみんなにわかってもらえるようにしたり、心の病気で入院している人が、できるだけ早く退院して、まちで暮らしていけるように、福祉、保健所、病院などが一緒に支援するしくみ（地域包括ケアシステム）をつくります。
- ・交通事故や頭のけがなどによる脳の障がいについて、みんなにわかってもらえるようにしたり、福祉サービスが受けられやすくするよう支援します。
- ・ひきこもりの人や家族が相談しやすくなるよう支援します。
- ・お酒やお金を賭けた遊びなどをやめることができない病気について、みんなにわかってもらえるようにしたり、病気がよくなるように支援します。
- ・心の病気の予防や治療を受けることができるように支援します。

9 就労支援施策の充実・強化

～ いきいきと働くことができるよう支援します ～

- ・ 障がいのある人が働くことについて、まちの人や会社の人に理解してもらうようにします。
- ・ 障がいのある人が会社で働くことができるよう支援します。
- ・ 障がいのある人が働いていない一般の会社に理解してもらうために、きっかけづくりをします。
- ・ 会社で長く働き続けるために、職場の環境に慣れるよう支援します。
- ・ 心の病気になっている人がまた働くことができるよう支援します。
- ・ 障がいのある大学生なども働くための準備をするサービスが受けられることを、広く知らせて利用しやすくします。
- ・ 農業など、それぞれの障がいの特性にあったいろいろな働く場を広げていきます。
- ・ 事業所で作った製品が売れるための支援をします。

10 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上

～ 障がい福祉のサービスをする人を増やしたり、サービスの内容を良くしていきます ～

- ・ 障害福祉サービスを行う人を増やすための研修をしたり、事業所で働いている人の研修を良くしていきます。
- ・ 障がいのある人への福祉サービスの仕事を理解してもらい、障害福祉サービスの仕事を希望する人を支援します。
- ・ サービス事業所のサービスの内容がもっと良くなるようにしていきます。

1 1 安全確保に備えた地域づくりの推進

～ 災害や人から人へうつる病気にたくさんの人がかかった時の安全を確保するために支援します ～

- ・ 市町村や施設と協力して、災害や人から人へうつる病気にたくさんの人がかかった時に、その人にあつた手助けができるように支援します。
- ・ 障がいのある人が利用する施設において、災害が起きたときに安全なところに逃げることができるための計画をつくるよう指導します。
- ・ 施設に入所している人を犯罪から守るために必要な支援をします。
- ・ 障がいのある人が利用する施設において、人から人へうつる病気にたくさんの人がかかった時に、施設で病気が広がらないように支援したり、入所している人にいつもと同じように福祉サービスが受けられるように支援します。

■ 計画の進め方

- この計画をきちんと進めていくために、定期的に問題となっているところを確認したり、その確認の結果、必要があれば計画を見直すこととしています。
- また、市町村がつくっている障がい福祉計画がきちんと進んでいくように支援することとしています。

障がい福祉計画の目標

1 施設に入所している人がまちで暮らしていくための目標

目標の内容	立てた目標	参考
入所の施設からまちへ戻った人の数	234人	施設に入所している人の数
施設に入所している人が少なくなる人の数	415人	9,558人

2 精神障がいのある人がまちで暮らしていくための目標

目標の内容	立てた目標	参考
心の病気で入院している人が短い間で退院できる割合		いまの様子
・入院後3か月までに退院できる割合	69%	61.4%
・入院後6か月までに退院できる割合	86%	78.1%
・入院後1年までに退院できる割合	92%	85.8%
退院してから1年以内のまちで生活した平均の日数	316日以上	316日
心の病気で1年以上入院している人の数		
・65歳以上の人の数	6,430人	
・65歳未満の人の数	3,140人	
精神障がいのある人がまちで暮らしていけるよう福祉、保健所、病院などが支援について話し合う場	圏域21か所 市町村179か所	・障がい保健福祉圏域(※1)に1か所 ・各市町村に1か所

※1 障がい保健福祉圏域は、市町村を21圏域に分けています。

3 まちでの暮らしをよくするための目標

目標の内容	立てた目標	参考
住み慣れたまちで暮らしていくために支援するしくみ（地域生活支援の拠点）	21か所以上	障がい保健福祉圏域に1か所以上

4 一般の会社で働いていく目標

目標の内容	立てた目標	参考
施設から出て会社で働いた人の数	1,414人	今の様子 1,113人
就労移行支援事業を利用して会社で働く人の数	840人	今の様子 646人
就労継続支援A型事業を利用して会社で働く人の数	229人	今の様子 181人
就労継続支援B型事業を利用して会社で働く人の数	323人	今の様子 262人
就労定着支援事業	施設から出て働いた人の中で利用する人の割合	/
	70%	
	長く働いている人の割合が8割以上の事業所の割合	/
	70%	

※ 就労移行支援事業 → 会社で働くための支援をする福祉サービス

※ 就労継続支援A型事業 → 事業所に雇われて支援を受けながら仕事をする福祉サービス

※ 就労継続支援B型事業 → 事業所で負担の軽い作業をする福祉サービス。事業所には雇われません。

5 障がいのある子どもを支援していくための目標

目標の内容	立てた目標	参考
児童発達支援センターの数	21か所	障がい保健福祉圏域に1か所以上
保育所等訪問支援事業所の数	21か所	
重い障がいのある子どもを多く支援することができる児童発達支援事業所の数	21か所	
重い障がいのある子どもを多く支援することができる放課後等デイサービス事業所の数	21か所	

6 呼吸や痰を取ることに助けを必要とする子ども等を支援していくための目標

目標の内容	立てた目標	参考
住み慣れたまちで暮らしていくための支援について話しあう場	北海道 1か所 圏域 21か所 市町村 82か所	(※2)

※2 呼吸や痰を取ることに助けを必要とする子ども等が住んでいる市町村数としています。

7 障がいのある人が相談するところを良くするための目標

相談をするところの対応が良くなるよう市町村を支援していきます。

8 障害福祉サービスを良くするための目標

サービス事業所がきちんと仕事をしているか確認して、その結果を市町村にお知らせします。

(参考) ヘルプマーク、ヘルプカードについて

<p><ヘルプマーク></p> 	<p><ヘルプカード></p> 
<p>ぎそく じんこうかんせつ しょう かつた ない 義足や人工関節を使用している方、内 ぶしょう なんびょう かつた また にんしんしよき 部障がいや難病の方、又は妊娠初期の かつた がいけん えんじよ 方など、外見からわからなくても援助や はいりよ ひつよう し 配慮が必要としていることを知らせる えんじよ え ことで、援助を得やすくなるように、 さくせい 作成したマークです。</p> <p>ヘルプマークを身につけた方を見かけ ばあい でんしゃ せき た場合は、電車・バス内で席をゆずる、 こま こえ など 困っているようであれば声をかける等、 おも こうどう ねが 思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>しょう ひと なか じぶん 障がいがある人などの中には、自分 こま つた から「困った」をなかなか伝えられない ひと しえん ひつよう 人がいます。支援が必要なのに、「コミ しょう ュニケーションの障がいのためうまく つた こま じかく 伝えられない」「困っていることを自覚 していない」人もいます。特に、災害時に こま ふえ そうてい は、困りごとが増えることが想定されま す。</p> <p>「ヘルプカード」は、そういった障が かつた こま たす いのある方などが困ったときに助けを求 てだす ひつよう めるためのものです。「手助けが必要な てだす むす 人」と「手助けできる人」を結ぶカード です。</p>

だい 6 き ほっかいどうしやう かく し けいかく
第6期北海道障がい福祉計画

ぼん
<わかりやすい版>

れい わ ねん ねん がつ
令和3年(2021年)3月

はっこう ほっかいどう
発行 北海道

へんしゅう ほっかいどう ほけんふくし ぶ かく し きよくしやう しやほけんふくしか
編集 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

〒060-8588 さっぽろ しちゆうおうく きた じやうにし ちやうめ
札幌市中央区北3条西6丁目

でん わ ないせん
電話 011-231-4111 内線25-722

F A X 011-232-4068

E-mail hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

